満洲林業移民と営林実務実習生制度

玉 真之

も後半になればなるほど、技術移転が重要視されていったのである。 いるが、その目的を達成する手段として「技術移転」が進められた点についての検討は、未だ十分とは言えない。実際、農業移民について 日本の傀儡国家であり、そこにおける資源開発も日本の総力戦体制の構築・維持のためのものであったことは、すでに明らかにされてきて ち、本稿が着目するのは、この二つがスタート時点から満洲への「技術移転」という目的を明確に持っていたという点である。「満洲国」が れは満洲移民の中でそれが占めるウエイトが小さいためであるが、視角の定め方によっては、この意味は小さいとは言えなくなる。すなわ 【要旨】一九三六(昭和一一)年から開始された満洲林業移民と営林実務実習生制度については、これまで研究がなされてきていない。そ

蔵の一次資料から、青森県と満洲国(中国)との林業技術面における関わりの歴史としてもこの二つを考察した。 ものであった。その結果、林業移民の多くが青森県の林業労働者で構成された。また、営林実務実習生制度については、通算すると一○○ 名を超える中国人実習生を青森県で受け入れ、営林実務の訓練を行っている。本稿では、当時の関連文献並びに東北森林管理局青森分局所 この満洲林業移民と営林実務実習生制度は、青森・秋田の両営林局(現、東北森林管理局)が移民の募集や実習生の受入の中心になった

ることを論じた。また、小学校の運動会への参加など、実習生と地元との交流についても触れた。 優秀な実習生が渡日すると共に、濃密なカリキュラムが準備され、林業技術の移転に一定の役割を果たすものであったとの評価も可能であ 農業移民としての定着に重点が変更され、そのために多数の退団者が出たことが明らかとなった。また、営林実務実習生制度については、 その結果、満洲林業移民については、初年度は熟練技術者を主眼としたものであったが、翌年からは大量農業移民政策の影響を受けて、

はじめに

まっている(満洲開拓史刊行会、一九六六、三三五頁)。まっている(満洲開拓史刊行会、一九六六、三三五頁)。とも基本的文献である『満洲開拓史』においても、十数行の記述にとどいある。実際、最終的には三○万人にまで達する農業移民の中で、そことがある。実際、最終的には三○万人にまで達する農業移民の中で、そことがある。実際、最終的には三○万人にまで達する農業移民の中で、そとも基本的文献である『満洲開拓史』においても、十数行の記述にとどとも基本的文献である『満洲開拓史』においても、十数行の記述にとどとも基本的文献である『満洲開拓史』においても、十数行の記述にとどとも基本的文献である『満洲開拓史』においても、十数行の記述にとどいる、一九六六、三三五頁)。

ら記述がなく、およそ歴史として完全に忘れ去られている。いっそうその点が明確であるが、この制度については『満洲開拓史』にすある。その点では、本稿で取り上げるもう一つの営林実務実習生制度は、時点から満洲への「技術移転」という目的を明確に持っていたという点では異なってくる。本稿が着目するのは、林業移民が一九三六年のスタートただし、規模は小さくても視角の定め方によって、その意味するところ

ても後半になればなるほど、技術移転が重要視されていったのである。できている。ただ、その目的を達成する手段として「技術移転」が進められた点についての検討は、未だ十分とは言えない。とりわけ、農業移民研れた点についての検討は、未だ十分とは言えない。とりわけ、農業移民研であり、これまで一連の拙稿で明らかにしたように、捜術移転」が進めらてきている。ただ、その目的を達成する手段として「技術移転」が進めらい。しかし、これまで一連の拙稿で明らかにしたように、農業移民研究の分野では、これまで一連の拙稿で明らかにしたように、農業移民研究の分野では、これまで一連の拙稿で明らかにしたように、農業移民であり、そこにおける資源開発も日本の総「満洲国」が日本の傀儡国家であり、そこにおける資源開発も日本の総

また、この満洲林業移民と営林実務実習生制度は、当時の青森営林局が また、この満洲林業移民と営林実務実習生制度は、当時の青森営林局が また、この満洲林業移民と営林実務実習生制度は、当時の青森営林局が また、この満洲林業移民と営林実務実習生制度は、当時の青森営林局が また、この満洲林業移民と営林実務実習生制度は、当時の青森営林局が

ととする。
ととする。
ととする。
ととする。
ととする。
ととする。
とこで本稿は、当時の関連文献並びに東北森林管理局青森分局所蔵の一ととする。

林政機構の整備と官行斫伐事業の開始

(1) 満洲国林政の確立まで

て、満洲の覇を競うことになったロシアと日本のどちらにも魅力的なもの六、二四頁)。この豊富な森林資源は、一九世紀末から二〇世紀にかけ二千万町歩以上、森林蓄積も一二〇億万石以上と言われた(村上、一九三安嶺地帯を中心に全土の約三割ほどが森林に覆われていた。その面積は、清朝政府によって長らく封禁されていた満洲の地は、長白山脈、大小興

の紛争は最高潮に達し、是等森林問題が日露戦争の導火線となった」(宍していた日本の木材資本との対立をもたらし、明治「三十五年頃には両者し、しだいに鴨緑江上流方面へも進出していった。これは、その地へ進出であった。ロシアは、東支鉄道の敷設権とともに沿線の森林伐採権を獲得

戸、一九三三、六頁)と言われている。

の国有林収入をその担保とした(同、六―七頁)。 求にも、森林伐採事業の要求を含め、いわゆる西原借款でも吉林・黒竜江など森林開発の足場を固めた。さらには一九一五年の対華二十一カ条の要日露戦争後、日本は清国と北京条約を結び、鴨緑江採木公司を設立する

整理並国有林経営方策要綱」 いて集中的な討議に付され、 整理ヲ行ウ」、「国有林ノ経営ハ国営ヲ原則」とするなどの基本方針が示さ 努メ合理的経営ニ依テ林力ノ保続ヲ図ル」、「今後五カ年ヲ期シテ林場権ノ 設要綱」には、すでに林業について「森林ノ濫伐ヲ抑制シ之ガ保護増殖ニ 最重要視されていた。実際に、翌三三年三月に公表された「満洲国経済建 繁であり、紛争対立の素となっただけでなく、長期的な保全の観念を欠い 権といわれる長期の国有林利用権を乱発した。二五〇カ所に及んだと言わ た乱伐を誘発するものであった(同、大澤、一九三六、荻野、一九六六)。 れる林場権は、図面上だけの認可のため、実際の区域は曖昧で、重複も頻 満洲の地での実行支配力を欠き、財政収入の補填のためにいたずらに林場 九一四年には森林法を公布するなど、革新的な林業政策を打ち出したが、 こうして一九三二年にスタートした「満洲国」にとって、林政の確立は 辛亥革命後の中華民国は、一九一二年に無主山林の国有化を決定し、一 (荻野、一九六六、二九二頁)。この方針は、直ちに関東軍にお 五月十四日には「満洲国森林及既発放林場権 が関東軍司令部の名で決定された(満鉄経済

調査会、一九三五)。

(2) 国有林経営機関の整備

た③(同、一七―一九頁)。
に外局として国有林管理局(又は森林局)を設け国有林の管理経営及処分に外局として国有林管理局(又は森林局)を設け国有林の管理経営及処分に外局として国有林管理局(又は森林局)を設け国有林の管理経営及処分にの場でで、「国有林は其の全部を直接国営とするを原則とするも当分の間は左のた、「国有林は其の全部を直接国営とするを原則とするも当分の間は左のた。「国有林は其の全部を直接国営とするを原則とするも当分の間は左のた。「田満合弁の特殊林業会社」により経営させるものが挙げられていた。まるの「、「日満合弁の特殊林業会社」により経営させるものが挙げられていた。「国有林は、「国有森林の管理及経営方策」については、「実業部この「要綱」の内、「国有森林の管理及経営方策」については、「実業部この「要綱」の内、「国有森林の管理及経営方策」については、「実業部この「要綱」の内、「国有森林の管理及経営方策」については、「実業部

政との機能的分離」(同)がおこなわれることになった。 本業技術者が多数送り込まれた(荻野、一九六六、二九九頁)。ただし、 所が設置された。それぞれの森林事務所には、日本から農林省が選抜した が設置された。それぞれの森林事務所には、日本から農林省が選抜した であったので、「日本内地と同様に、中央段階から国有林経営と民有林行 であったので、「日本内地と同様に、中央段階から国有林経営と民有林行 であったので、「日本内地と同様に、中央段階から国有林経営と民有林行 であったので、「日本内地と同様に、中央段階から国有林経営と民有林行 であったので、「日本内地と同様に、中央段階から国有林経営と民有林行 であったので、「日本内地と同様に、中央段階から国有林経営と民有林行 であったので、「日本内地と同様に、中央段階から国有林経営と民有林行 であったので、「日本内地と同様に、中央段階から国有林経営と民有林行 であったので、「日本内地と同様に、中央段階から国有林経営と民有林行 本本事務所の開設が進められ、翌三五年九月までに二三カ所の森林事務 ない。

所は三六年七月に林務署、三七年十月に営林署と名称を変更され、三九年制度なども開始されるのである。林政機構の整備はさらに続き、森林事務して招聘され、約一年をかけて満洲国における林業移民や営林実務実習生また、一九三五年の夏には、農林省山林局長村上龍太郎が関東軍顧問とまた、一九三五年の夏には、農林省山林局長村上龍太郎が関東軍顧問と

なった」(荻野、一九六六、二九九頁)。 機関は日本内地とまったく同一の三段階制(林野局―営林局―営林署)とには営林局制度も牡丹江、北安、チチハルに敷かれたため、「国有林経営

(3) パルプ資源問題と満洲林業開発

背景となる当時の木材パルプ資源問題に触れておく。 ここで、官行斫伐事業に入る前に、満洲国において森林開発が急がれた

増大とともに、パルプ資源の供給問題が顕在化してきたのである。木材化学工業の成長には著しいものがあった。それは従来の製紙用に加えて、人絹用への用途拡大が要因としてあり、一九二九年時点で日本は、て、人絹用への用途拡大が要因としてあり、一九二九年時点で日本は、と言われるまでになった。さらに、オーストラリアとの通商関係の悪化とともに、羊毛代用として需要が拡大したものがステープルファイバー(人ともに、羊毛代用として需要が拡大したものがあった。それは従来の製紙用に加えた当年、通称スフ)である。これは重要な軍需品でもあり、これら需要の造羊毛、通称スフ)である。これは重要な軍需品でもあり、これら需要の造羊毛、通称スフ)である。

一九三五年における日本のパルプ消費量は、九九万三千トンで四年前の一九三五年における日本のパルプ消費量は、九九万三千トンで四年前の一九三五年における日本のパルプ消費量は、九九万三千トンで四年前の一九三五年における日本のパルプ消費量は、九九万三千トンで四年前の一九三五年における日本のパルプ消費量は、九九万三千トンで四年前の一九三五年における日本のパルプ消費量は、九九万三千トンで四年前の一九三五年における日本のパルプ消費量は、九九万三千トンで四年前の一九三五年における日本のパルプ消費量は、九九万三千トンで四年前の一九三五年における日本のパルプ消費量は、九九万三千トンで四年前の一九三五年における日本のパルプ消費量は、九九万三千トンで四年前の一九三五年における日本のパルプ消費量は、九九万三千トンで四年前の一九三五年における日本のパルプ消費量は、九九万三千トンで四年前の一九三五年における日本のパルプ消費量は、九九万三千トンで四年前の一九三五年における日本のパルプ消費量は、九九万三千トンで四年前の一九三五年における日本のパルプ消費量は、九九万三千トンで四年前の一九三五年における日本のパルプが開発していたが、1000元では、100元では

内供給は拡大の限度が明らかとなり、さならる輸入増加が予想された。しこうしてパルプ需要は、今後も急激な拡大が予想されるのに対して、国

大きな期待が寄せられたのである。ようになる。こうして、樺太パルプを補充するものとして、満洲の森林にかし、主な輸入先は北米であり、それは外貨節約の観点から問題視される

のパルプ事業」と題して、「最近の我国パルプの需要の増大は、パルプ増産のパルプ事業」と題して、「最近の我国パルプの需要の増大は、パルプ増産のパルプ事業」と題して、「最近の我国パルプの需要の増大は、パルプ増展に、「出力」と述べている。また、「パルプ国策問題の行衛」という記事では、「満洲について触れ、「当局としては満洲建国以来之等の森林を先づパは、満洲について触れ、「当局としては満洲建国以来之等の森林を先づパは、日満パルプ会社、東洋パルプ会社の名前を挙げている。。 社、日満パルプ会社、東洋パルプ会社の名前を挙げている。 雑誌『木社、日満パルプ会社、東洋パルプ会社の名前を挙げている。 雑誌『木社、日満パルプ会社、東洋パルプ会社の名前を挙げている。 雑誌『木社、日満パルプ会社、東洋パルプ会社の名前を挙げている。 雑誌『木社、日満パルプ音源問題は、一九三六年頃から特に重大化する。 雑誌『木とのパルプ事業」と題して、「最近の我国パルプの需要の増大は、パルプ増産のパルプ事業」と題に、「出ている。 雑誌『木本に、「大力」を表して、「最近の我国パルプの需要の増大は、パルプ増産のパルプ事業」と題に、「大力」を表して、「大力」を表し、「大力」を表して、「大力」を表して、「大力」を表して、「大力」を表して、「大力」を表して、「大力」を表して、「大力」を表して、「大力」を表している。 「大力」を表して、「大力」を表して、「大力」を表して、「大力」を表して、「大力」を表して、「大力」を表して、「大力」を表して、「大力」を表して、「大力」を表して、「大力」を表している。「大力」を表している。「大力」を表している。「大力」を表している。「大力」を表している。「大力」を表している。「大力」を表している。「大力」を表している。「大力」を表している。「大力」を表している。「大力」を表している。「大力」を表している。「大力」を表している。「大力」を表している。「大力」を表しまする。「大力」を表している。「大力」を表している。「大力」を表している。「大力」を表している。「大力」を表している。「大力」を表している。「大力」を表している。「大力」を表している。「大力」を表しまする。「大力」を表しまする。「大力」を表している。「大力」を表しまする。「大力」を表しまする。「大力」を表している。「大力」を表している。「大力」を表している。「大力」を表しまする。「ものまする。「している。」を表しまする。「大力」を表しまする。「大力」を表しまする。「大力」を表しまりまする。「大力」を表しまする。「しんうまする。「なり、まりまする。「しんうまする。「しんりまする。」を表しまする。「ものまりまりまする。」を表しまする。

トンを満洲からの輸入とするものだった(企画院、一九三八)。ののことで、一九四二年の需要量を約一七〇万トンとして、そのうち三〇万年の一月二一日に閣議決定された企画院立案の「パルプ増産五カ年計画」のことで、一九四二年の需要量を約一七〇万トンとして、そのうち三八年の「ルプ事業」と題して、「最近の我国パルプの需要の増大は、パルプ増産のパルプ事業」と題して、「最近の我国パルプの需要の増大は、パルプ増産をのパルプ事業」と題して、「最近の我国パルプの需要の増大は、パルプ増産のパルプ事業」と題して、「最近の我国パルプの需要の増大は、パルプ増産のパルプ事業」と題して、「最近の代表第一一号では、一活動期に入れる満洲また、一九三八年の『木材』第八巻第一一号では、一活動期に入れる満洲また、一九三八年の『木材』第八巻第一一号では、一方三八年の『木材』第八巻第一一号では、一方画期に入れる満洲

たのである。おけるパルプ資源供給問題を背景として、国策的位置づけの下に開始されおけるパルプ資源供給問題を背景として、国策的位置づけの下に開始される「九三六年から満洲国で開始される官行斫伐事業は、このような日本に

(4) 官行斫伐事業の開始

満洲国では、官行斫伐事業に先行して、一九三五年の冬季造材からは新

採とは、こうした事態の抜本的打開を目指したものである。警団を組織したり、金品を与えたりするなどして、行われていた。集団伐拠地だったことにある。このため、それまでの民間による森林伐採は、自の主要な障害は、森林地帯が「馬賊」や「匪賊」と呼ばれた武装勢力の根しい方針に基づく「集団伐採」が開始されていた。満洲における森林開発

この徹底した管理方式が成功を収めたことを踏まえて、翌一九三六年には一八森林事務所の三三区域について、七万四○○人の労働者の雇用には一八森林事務所の三三区域について、七万四○○人の労働者の雇用には一八森林事務所の三三区域について、七万四○○人の労働者の雇用には一八森林事務所の三三区域について、七万四○○人の労働者の雇用にて企画されていた。林業移民と営林実務実習生制度は、その実現の手段とだ事業の実施には、「森林ノ濫伐ヲ抑制シ之ガ保護増殖ニ努メ合理的経営」が意図されていた。林業移民と営林実務実習生制度は、その実現の手段ととれぞれ全体の約三割を占めるものであった。したがって、この官行研をれぞれ全体の約三割を占めるものであった。したがって、この官行が意図されていた。林業移民と営林実務実習生制度は、その実現の手段として企画されたのである。

満洲国で林業移民を起案した当事者である毛利富一(林野局林政科長)

は、当時を回顧した座談会で、以下のように述べている。

へ保田、一九四○、二○頁)。

へ保田、一九四○、二○頁)。

へ保田、一九四○、二○頁)。

へ保田、一九四○、二○頁)。

へ保田、一九四○、二○頁)。

がある」。という言葉にも、日本林業の自信のほどが読み取れる。がある」。という言葉にも、日本林開発は、日本の制度と技術を全面的に導入れた。このように、満洲の森林開発は、日本の制度と技術を全面的に導入れた。このように、満洲の森林開発は、日本の制度と技術を全面的に導入また、この年より満洲国では日本と同様の国有林特別会計制度も創設さまた、この年より満洲国では日本と同様の国有林特別会計制度も創設さまた、この年より満洲国では日本と同様の国有林特別会計制度も創設さ

二、満洲林業移民政策の開始と募集の実態

(1) 満洲林業移民と退団者

れは、この年に「満洲開拓政策基本要綱」が作成される過程で、移民政策ている(山内、一九三九、八谷、一九三九、奥田・川村、一九三九)。そ林業移民については、一九三九年になって三つの詳細な調査報告がなされこうして満洲林業移民は、一九三六年九月から開始されたが、この満洲

告は、この観点から「入植資格の緩和」(山内)や割当農地拡大(八谷)を 種の農業開拓民」であるという点が強調されていることである。三つの報 が抜本的に見直され、強化されるようになったことが一つの背景としてあ る。そこでの特徴は、林業移民が「林業上の技能」は有するけれども「一 告であるが、いずれも退団問題や移民減少に向けての改善方策に触れてい である。三つの調査報告は、いずれも林業移民の現状に対する概括的な報 五戸のみと、林業移民が退団者と移民減少という問題に直面していたこと 回一六五戸からも六一戸(三七%)もの退団者があり、第三回は移民が六 あった。それは、 民」という言葉が廃棄され、すべて「開拓民」に変更された結果である。 民ではなく「林業開拓民」になっているのも、移民政策再編の過程で「移 る (玉、一九九六)。八谷正義 「満洲に於ける林業開拓民に就いて」 (八谷) 一九三九)も「拓務省の委嘱に依」る視察報告であり、タイトルが林業移 その一方で、調査報告がなされた背後には、林業移民に固有の理由も 第一回林業移民一三二戸からは三二戸(二四%)、第二

団者の問題に迫ることによって、林業移民の性格づけに変更が生じる過程 局青森分局に残された資料から青森県における初期の林業移民の実態と退 の影響を受けた結果と見ることができる。そこで以下では、東北森林管理 を分析することにする。 しかし、これは後に述べるように、林業移民がむしろ大量農業移民政策 提言している。

2 第一回林業移民の募集

る。。そこでは「是非人物本位ニテ成績優秀ナル者ヲ割愛被下度御願申上 及伐木夫等募集」の依頼文書が届いたのは、 青森営林局長・原三六宛に満州国より「官行斫伐事業ニ使役スへキ傭人 一九三六年六月二六日であ

> ル」、「治安関係ニ就キテハ日満軍隊モ十分支援スル」など、移民がもっと た。その一方で、「作業現場ニハ森林警察隊二百人乃至四百人位ヲ配置ス 的に満洲の官行斫伐事業のために林業労働者の派遣を求めるものであっ 候」とあり、 も危惧する安全対策については万全であることが強調されている。 国内農村の経済更生や過剰人口対策への言及は一切なく、端

と、まずその方針が以下のように記されている。 この手紙に添付されていた林務司「林業労働者入植方針及計画」を見る

民トシテ定住セシムルノ方策ヲ採ラントス」 シテ活動セシメ併テ満人労働者ノ指導誘掖ニ当ラシムルト共ニ之ヲ移 スヘキ労働者ノ一部ニ練達セル日本人労働者ヲ招致シ労働者ノ中堅ト 成ニハ長年月ニ亘リ訓練ヲ要ス依ツテ本年度ヨリ官行斫伐事業ニ使役 ンカ為メニハ斯業ニ熟練ナル労働者ヲ必要トス而シテ之等労働者ノ養 「官行斫伐事業ノ実行ニ当リ事業ノ経済的且ツ合理的ナル運営ヲ為サ

尺員一〇名、伐木夫一三名、藪出夫七名の いて、それぞれ山頭一名、 草皮溝、二道河子、大青山の四事業地につ であっても人数が大きく増えるものではな 計画は、表1のようになっており、 指導が期待されていた。また、移民の年次 となることに加え、中国人労働者への技術 働者には熟練した技術によって事業の中核 にあることは明瞭であり、招致する林業労 かった。また、今年度の募集は、 ここでも目的が「官行斫伐事業ノ実行」 運材頭一名、検 古洞河、 五年後

表1 招致労働者年次計画							
年 度	山頭	運材頭	検尺員	伐木夫・ 藪出夫	H		
1936	4	4	40	80	128		
1937	4	4	35	70	113		
1938	3	3	30	60	96		
1939	3	3	33	66	105		
1940	5	4	47	94	150		
ar e	19	18	185	370	592		

三二名、総計一二八名であった。

コト) ヲ有スル移住シ得ヘキ農家ノ一員タルコト」とされていた。 ・ ことになるので、「農業ニ従事シ得ヘキ者二人以上(内一人ハ男子タルヘキが求められている。また、林業従事は冬季のみで、夏期は農業で生活するが求められている。また、林業従事は冬季のみで、夏期は農業で生活するが求められている。また、林業従事は冬季のみで、夏期は農業で生活するが求められている。また、林業従事は冬季のみで、夏期は農業で生活するが求められている。また、林業従事は冬季のみで、夏期は農業で生活するが求められていた。

農業に重きを置いていない証拠であった。地配分が五町歩と、当時の農業移民の半分の規模であるのは、この移民がとさせず、夏期は農業を行って定着させるという趣旨のものであった。農伐木人については雇用期間が冬期間だけとなるので、それを単なる出稼ぎてのように、最初の募集はあくまで熟練林業技術者に主眼があり、ただ

内営林署(蟹田、内真部、今別、増川、相内、中里、金木、弘前、大鰐、それはともかく、この選定要件は直ちに青森営林局管内の一八の青森県

二倍以上であった。営林署別では、営林実務実習生を受け入れている大畑 集に対する反応はかなり良かったことがわかる。 ある。また、大鰐も二一人と多かった。ここから、 すべての営林署から一名以上の応募があり、総計は一四一名で、その内訳 と川内が多く、それぞれ二五人と二一人で、「外ニ希望者アルモ見合ス」と は、杣頭八、運材頭三、検尺夫二四、杣夫一○六となっていて予定人員の 七月二五日現在の林業移民希望者調が資料として残されており、そこでは えられ、 碇ヶ関、 それぞれの営林署で募集が開始された。それからほぼ一ヶ月後の 川内、佐井、大間、 大畑、 田名部、 横浜、 野辺地、鰺ヶ沢) 第一回の林業移民の募 に伝

(3) 第一回林業移民の選抜と渡満

の選抜となった。

は、 名 浜二名、 名、 頭福田倉次郎ほか大畑営林署から二〇名、 青森営林局で選抜されたのは、第一組、 杣頭玉川藤八ほか川内営林署から一六名、野辺地五名、 碇ヶ関一名、 検尺夫一○名、杣夫二○名のそれぞれ三二名である。 田名部二名、 横浜一名で、大畑営林署中心の構成であった。 佐井二名、 相内一名で、 内真部五名、中里一名、 第二組ともに杣頭一名、 川内営林署中心の構成で 大鰐四名、 第一組は、 第二組 運材頭 金木三 杣

上という選定要件を配慮した但し書きであろう。らはいずれも来春結婚の見込みと記されている。これは農業従事者二人以弟、甥、孫などである。家族数はまちまちだが、独身者が数人おり、それ内、戸主は第一組が一二人、第二組が一八人で、その他は戸主の子供やあった。平均年齢は、第一組が二九・八歳、第二組が三〇・九歳で、そのあった。平均年齢は、第一組が二九・八歳、第二組が三〇・九歳で、その

伐事業地へと向かっている。 「原正勝技手引率の下に、九月一三日新潟港出港の嘉義丸で晴れて満洲の斫原正勝技手引率の下に、九月一三日新潟港出港の嘉義丸で晴れて満洲の斫成候様御取計相成度」と推薦している。これら六四名は、川内営林署の野成候様御取計相成度」と推薦している。これら六四名は、川内営林署の野成候様御取計相成度」と推薦している。

(日本) では、大青山へ入った第一組について十二月二四日に現地での作業の状況は、大青山へ入った第一組について十二月二四日に現地での作業の状況は、大青山へ入った第一組について十二月二四日に現地での作業の状況は、大青山へ入った第一組について十二月二四日に現地での作業の状況は、大青山へ入った第一組について十二月二四日に現地での作業の状況は、大青山へ入った第一組について十二月二四日に現地での作業の状況は、大青山へ入った第一組について十二月二四日に現地での作業の状況は、大青山へ入った第一組について十二月二四日に

事担当者ヲ雇入レ各自ノ出役日数ヲ多カラシメ収入ノ途ヲ講ジ生活費ノ軽た、生活は「移民ハ現在客月新築ノ杣小屋ニ起居シ共同自炊制度ノ下ニ炊大部隊ヲ形成セル匪賊ハ存在セサルモ少数ノ匪賊ハ出没頻繁」とある。まただ「大青山一帯ハ従来共産匪ノ巣窟トシテ知ラレ来リシ」地で、「目下

台購入備付一般ニ聴取セシメ慰安ニ供シツツアリ」と報告されていた。減ヲ計ル」とある。さらに、「移民娯楽ノ一端トシテ本署ニ於テ蓄音機ヲ一

(4) 第二回林業移民の募集

れない^国。 以上のように、概ね順調にスタートした林業移民であったが、翌一九三 以上のように、概ね順調にスタートした林業移民であったが、翌一九三 以上のように、概ね順調にスタートした林業移民であったが、翌一九三 以上のように、概ね順調にスタートした林業移民であったが、翌一九三

る。

ないのではないかと思われる。それに関連して、八月六日には、こを口にしたのではないかと思われる。それに関連して、八月六日には、こを口にしたのではないかと思われる。それに関連して、八月六日には、こを口にしたのではないかと思われる。それに関連して、八月六日には、こを口にしたのではないかと思われる。それに関連して、八月六日には、こを口にしたのではないかと思われる。それに関連して、八月六日には、こを口にしたのではないかと思われる。それに関連して、八月六日には、こを口にしたのではないかと思われる。それに関連して、八月六日には、こを口にしたのではないかと思われる。それに関連して、八月六日には、こを旧というでは、家族と離れた外国での仕事に適応できず、何かと不平不満

ル限度ニ於テ希望者ヲ取纏メ来ル六月二十五日迄ニ回報相成度」と依頼文○名ヲ青森県ヨリ選抜度趣ニ有之」、「貴管内斫伐事業実行上支障ヲ来サザセシムル計画ノ処右ノ内本年度日本ヨリ招致スヘキ二○○名ハ其ノ内一三第二回林業移民の募集は、六月五日付けで「本年度以降別紙ニヨリ入植

アルモノタルコト」とされている。は、「林業移民ハ全部杣夫トシ傭人ハ之ヲ採ラサルコト」「必ス農耕ノ経験幅に増加されたことがわかる。しかも、添付の「満洲国ヨリノ希望」で度以降は毎年六○○となっており、表1の年次計画と比べて募集人員が大度以降は毎年六○○となっており、表1の年次計画と比べて募集人員が大が来ている≌。その別紙計画では、日本よりの招致が今年度二○○、来年

多大ノ迷惑並ニ影響ヲ及ホス」(退団者請願書)と記されている。 、高森営林局で言うと、翌年までに第一組から六名が退団し、その内九内三名が検尺夫であった。同様に、第二組では一二名が退団し、その内九内三名が検尺夫であった。同様に、第二組では一二名が退団し、その内九内三名が検尺夫であった。同様に、第二組では一二名が退団し、その内九乙の満洲国からの希望は、第一回移民における退団者の問題が関係してこの満洲国からの希望は、第一回移民における退団者の問題が関係して

ノミヲ招民スル」との方針変更が伝えられている¹⁸。 フまり、これらの者は林業専業で周年雇用のつもりで渡満したのであっつまり、これらの者は林業専業で周年雇用のつもりで渡満したのであった」(八谷、一九三九、三〇頁)のではなく、明らかに採用後に方針が変更された結果であると見ることができる¹⁸。事実、七月九日には、「方が変更された結果であると見ることができる¹⁸。事実、七月九日には、「方が変更された結果であると見ることができる¹⁸。事実、七月九日には、「方が変更された結果であると見ることができる¹⁸。事実、七月九日には、「方が変更された結果であると見ることができる¹⁸。 フミヲ招民スル」との方針変更が伝えられている¹⁸。

実際、営林局資料には、この年一月の第一回満洲移民地方協議会指示事項前年八月の広田弘毅内閣による満洲二○ヶ年百万戸移民の国策化である。この第二回募集における人員の大幅増加、方針変更の背景にあるのは、

額が示されていた。 額が示されていた。 は、その見返りとして補助資金の増 である。こうして、林業移民はこの年から、満洲国国有林の斫伐事業のみ である。こうして、林業移民はこの年から、満洲国国有林の斫伐事業のみ である。こうして、林業移民はこの年から、満洲国国有林の斫伐事業のみ が綴じ込まれており、そこでは第一期五ヶ年計画において林業移民が入る

(5) 募集の困難

ている。

ている。

でいる。

でいる。

でいる。

でいる。

なお、この年は募集人員も増加されたため、八月時点で「本年度以降ノなお、この年は募集人員も増加されたため、八月時点で「本年度以降ノの方針」となったが、これもあまり功を奏しなかった。第二回移民が新潟を出港した十月時点でも、「本年度林業移民ハ募集予定人員二百名ニ対を出港した十月時点でも、「本年度本業移民ハ募集予定人員二百名ニ対をという状態であった。

からの十月九日付け回報には、以下のようにある。 召集に加えて、国内農村部では新たな状況も生まれていた。弘前営林署

希望スル者アルモ移民トシテノ希望者ヲ得ラレス」。希望スル者アルモ移民トシテノ希望者ヲ得ラレス」。希望スル者アルモ移民トシテノ希望者ヲ得ラレス」。希望スル者アルモ移民トシテノ希望者ヲ得ラレス」。希望スル者アルモ移民トシテノ希望者ヲ得ラレス」。希望スル者アルモ移民トシテノ希望者ヲ得ラレス」。希望スル者アルモ移民トシテノ希望者ヲ得ラレス」。希望スル者アルモ移民トシテノ希望者ヲ得ラレス」。希望スル者アルモ移民トシテノ希望者ヲ得ラレス」。希望スル者アルモ移民トシテノ希望者ヲ得ラレス」。

同様に林業移民への動員を困難にしていたのである (玉、一九九九)。一九三七年頃から農村でも急激な景気回復が見られ、それが農業移民と

(6) 林業移民への不満

ロ」として、以下のような点が述べられている。 が、そこではむしろ「左記各項ニ付テハ帰国者ノ等シク不満トスルトコ 夢ある。この家族招致のため帰国した者が大鰐の「警察署視察員ニ対シ不満 ある。この家族招致のため帰国した者が大鰐の「警察署視察員ニ対シ不満 ある。この家族招致のため帰国した者が大鰐の「警察署視察員ニ対シ不満 が来ている²⁸。これは、家族招致のために帰国した者が「移民ヲ代表シ帰 一九三八年に入ると、四月二七日付けで農林省山林局長よりの調査依頼

くらになっているかわからず、「働キ甲斐ナシ」という点。第三に、直営斫かった点。第二は、労働収入が事業終了後の精算のため就業中、賃金がいは平均一二二日で、収入は予定より一○○円も低い三五○円程度でしかな第一は、計画書では労働日が一五○日の見込みとあるに、一九三七年度

ノ食詰者ト称シテ苦力ト同一視シ軽蔑スル」点などである。者に誠意がなく、相談相手とならない点。そして、最後に「移住者ヲ内地第五に、家屋の建築費が見込みよりも高価で明細も不明の点。第六に指導ある点。第四は、家族への送金が依頼してから二、三ヶ月も後となる点。伐事業での収入は、他の請負業者へ出役した者よりも一○○円近く減収で

日付け)にも、以下のようにある。 また、この帰国者について調査した大鰐営林署長からの文書(五月一三

係ニ対スル影響ハ之ヲ認メズ」。 「林業移民ガ予想ニ反シ極メテ不利ナル境遇ニ在ル趣ノ此種不平不満「林業移民ガ予想ニ反シ極メテ不利ナル境遇ニ在ル趣ノ此種不平不満「林業移民ガ予想ニ反シ極メテ不利ナル境遇ニ在ル趣ノ此種不平不満

からも三○名が退団したのであった(八谷、一九三九、頁)。の一三五名から一転して二一名にまで減少してしまう。また、第二回移民のものであった。このような実態が伝わり、募集主体の営林局でも抗議にる。この結果として、青森営林局からの第三回林業移民の選抜は、第二回る。この結果として、青森営林局からの第三回林業移民の選抜は、第二回からも三○名が退団したのであった(八谷、一九三九、頁)。

日本の円ブロック内自給体勢確立にとって不可欠の部分であり、そのためとなったことを意味していない。満洲における森林資源の開発はその後もうな様相を呈する。しかし、そのことは決して林業移民がこのまま先細りこのようにして、満洲林業移民は一九三八年に一旦は、頓挫したかのよ

稿の課題である。めのものであり、改めて募集が強化されていく。ただし、その分析は、続めのものであり、改めて募集が強化されていく。ただし、その分析は、続には人員の動員も不可欠であった。翌年の調査報告も体勢の立て直しのた

二、営林実務実習生制度

(1) 制度の概要と実施経過

る。

一、苗圃・造林・砂防・収穫・斫伐・土木に関する実務

一、測量・製図に関する実務

三、木材の検尺及処分に関する実務

四、国有林野管理に関する実務

五、司法警察事務一般

六、文書整理の大要

七、出納事務の大要

八、経営精神の体得

九、その他

ぐに渡日して三月二九日の青森営林局における始業式で実習を開始していさらに満州国内を視察して本務に戻っている。一方、第二回生はその後すら営林署へ移り、約一年間の実習生との歓送迎会並びに懇親会に出席し、ら営林署へ移り、約一年間の実習を受け、翌年三月一○日に終了式を迎えら営林署へ移り、約一年間の実習を受け、翌年三月一○日に終了式を迎えるらに満州国内を視察して本務に戻っている。一方、第二回生はその後するの実際を開始している。一方、第二回生はその後するの実際を開始している。一方、第二回生はその後するの実際を開始している。一方、第二回生はその後する。

第二回の実習生も二○名であったが、一九三八年度の第三回生からは三第二回の実習生も二○名であったが、一九三八年度の第四回生は四○名となる。このため青森営林局の分担の名に、三九年の第四回生は四○名となる。このため青森営林局の分担の名に、三九年の第四回生は四○名となる。このため青森営林局の分担のる。

林の営林実務を実習して帰国していったことは、青森県にとっても、中国れた期間とはいえ、それだけの数の中国人が毎年毎年、青森県を訪れ国有営林局が受け入れた実習生だけでも一三八名となった。一年間という限らどいう資料もない。ともかく、第八回までの総数は五五八名となり、青森という資料もない。ともかく、第八回までの総数は五五八名となり、青森という資料的には一九四三年の第八回まで続けられたことが確認で

にとっても、決して小さな出来事ではない。

そこで次は、初年度の具体的な実習の内容、並びに実習生の生活等につ

(2) 第一年度の実習生と実習計画

いて紹介しつつ検討を行うことにする。

科所属であった。人が満洲国各地の森林事務所の所属で三人は林野局林務司の林業科と林政人が満洲国各地の森林事務所の所属で三人は林野局林務司の林業科と林政ニー歳、最年長が三四歳で、平均年齢は二六・八歳である。この内、一七二一歳一回生として渡日した実習生二○名について見ると、年齢は最年少が第一回生として渡日した実習生二○名について見ると、年齢は最年少が

田から七五円程度であった。

田から七五円程度であった。
会料については、二○歳前半で四○円から五○円、二○歳後半で六○に、
会科については、二○歳前半で四○円から五○円、二○歳後半で六○に、
会科については、二○歳前半で四○円から五○円、二○歳後半で六○四から七五円程度であった。

テ文書整理ノ大要、出納事務ノ大要ノ事務見習ヲ為サシム」とある。まニ於テ事業予定案ノ編成各種事業実行簿整理等ノ事務見習及ヒ営林局ニ於四日至四月十八日局ニ於テ講習セリ)」とある。続いて大畑、川内の両営四黒 製図、土木、収穫、斫伐ニ関スル予備知識ヲ講習スルコト(自四月第一回生に対する実習計画は、まず、「(1)当初営林局ニ於テ約ニ週間

ナサシム」ともある。た、「(4) 一ヶ年ヲ通シ約半ヶ月間ノ見込ヲ以テ適等ノ時期ニ見学旅行ヲ

二報告ス」とされていた。 本林利用学、(ト) 林学通論、(チ) 国有林野関係法規の教科書を実習生に 法及林業較利学、(ハ) 測量学、(ニ) 造林学本論、(ホ) 林産物製造学、(へ) 法及林業較利学、(ハ) 測量学、(ニ) 造林学本論、(ホ) 林産物製造学、(へ) をされ、「実習期間中夜間又ハ雨天ノ日等ニ於テ担当主任ヲシテ講義セ シム」となっていた。さらに、「筏流事業ハ秋田県米代川ニ於テ行フ」こと とされ、「実習期間中で間又ハ雨天ノ日等ニ於テ担当主任ヲシテ講義セ とされ、「実習期間中で間又ハ雨天ノ日等ニ於テ担当主任ヲシテ講義セ とされ、「実習期間中営林署ニ於テ適時学術試験ヲ行ヒ其ノ結果ハ営林局 とされ、「実習時間は、「夏期(自四月一日至十月末日)ハ自午前七時至午後 次に、実習時間は、「夏期(自四月一日至十月末日)ハ自午前七時至午後

ヘナシ」とされていた。特ニ賃金ノ支給ヲ妥当ト認メタルトキハ之ニ相当スル賃金ヲ支払フモ差支あり、また、「実習生ニハ原則トシテ人夫賃ヲ支給セス但シ実習生ヲ一組あり、また、「実習生ニハ原則トシテ人夫賃ヲ支給セス但シ実習生ヲ一組平均五十銭一ヶ月十五円ヲ標準トス」とある。「小遺銭ハ各自毎月五円」と生活面については、「実習生ノ生活ハ自治的トス」とあり、「食費ハー日生活面については、「実習生ノ生活ハ自治的トス」とあり、「食費ハー日

で、七時から九時までは「日本語日本事情学科」があり、九時半就寝とさ 述が早速始まっている。 翌日、「町内役場、 予定通り四月一九日に大畑、川内の営林署に移動した第一回実習生は、 、警察、 毎日、五時半に起床、六時半朝食、夕食は六時 学校等ニ挨拶」、午後から営林署業務の大要の講

3 第一回生の実習の実態

誌、 致度ク、御承認相成リ度ク候」とある。 については、不足すること無しと考えたが「調査ノ結果、各種参考書、 得シ、日本事情ヲ理解セントスル熱意頗ル厚ク」とある。さらに、 満洲国将来ノ為奉公ノ決意有リト認メラル、日本滞在中ニ日本語ヲ良ク習 述べている。また、川内営林署長の報告では、「一般ニ頗ル真面目ニシテ 二名トラホームの為本月始めより治療せしめ居候、大体全治せる状態」と 記している。「健康、 の外良好にて、平板、コンパスは独りにて十分測量為し得べくと存候」と ず、川内の野原技手は、「実習学科習得の状況」として「理解の程度は思ひ 五月の末に最初の報告が、大畑、 新聞等ニ要スル費用意外ニ嵩ミ居ル」として「一ヶ月三円程度ヲ増額 衛生等の状況」では、「健康は概して良好、五人の内 川内両営林署から提出されている。 ・小遣い ま

から来たことを指し、満洲国政府に速やかに支払うよう交渉を依頼してい が支給されるという規定にもかかわらず、渡っていないという手紙が家族 慮シ居レリ」とある。この「俸給の不渡」とは、 モ良好」と記してあり、「只家族多ク(子供四人アリ)俸給ノ不渡ヲ最モ憂 ナルモ日本語ハ特ニ勉強シツツアリ研究態度モ全員良好ナリ」とある。 に見た張殿甲もさすがに最年長とあって「向学心並研究態度共五人ノ内最 一方、大畑営林署長の報告でも、「向学心及研究態度総テノ実習ニ熱心 在満の家族に俸給の六割 先

> 実習ハ午前中半日ニ止メ午後ハ其実習ニ伴フ内業並整理其他日本語勉学ノ る。また、「比較的外業ノ実習時間多ク日本語勉学ノ時間少キヲ以テ今後

時間ニ振向ケラレ度シ」とも記している

々に、 造林といった実習が増え、合わせて森林経理学などの講義も行われてい といった出来事も起きている。 に訪れ、 も開いている。九月初旬には逆に、秋田営林局配置の実習生が青森を視察 九日から二一日には、筏流実習のため秋田県営林局の七座、 ヲ見学ス」とあり、川内では「川内町ニテ盆栽展覧会見学ス」とある。 その間、最年少の張育魁が、許嫁が危篤との連絡が入り、 七月五日は休日で、大畑では「大畑小学校ニ於テ青年団処女会ノ運動会 天神貯木場などの見学旅行に出向き、秋田配置の実習生と交流茶話会 地域との交流も生まれつつあったことがわかる。また、この月の一 内真部営林署内のひば林や青森市内の製材工場を視察している。 秋から冬にかけてはしだいに斫伐や収穫 一時帰国する 能代両営林

署、

生は、 る。 る。 えて、 日で営林署での外業実習を 作成などが講習されている だったが、二日は自習、 一〇日まで受け、その日に 翌一九三七年の正月元 営林局に戻り総括的 翌一一日に帰国の途 斫

4 第一回実習の科

ここに示したのは、一年間

総括

- 間 - 終了式を終 - 終了式を終 - 終了式を終 - の 科目別	. 二月二八	予定	元旦は公木
実 習 科 目	大畑	川内	
苗圃事業及造林事業	- 17	17	
運材及土木事業	54	45	
測量製図及境界保全の実務	31	30	
収穫調査ノ全課程	33	34	
立木処分、立木引渡伐跡検査実務	9	7	
製炭事業ノ全課程	30	31]
官行斫伐事業ノ全課程	96	100	
営林実務見習	20	25	
見学旅行	4	7	
公休日	20	18	
計	314	314	

実習日数の総括表である。

されて送られていたことを窺わせる。
○点で、いずれも高い評価が与えられており、優秀な人材が第一回に選抜が、実習生の総括評価である。八点が一人あるが、あとはすべて九点、一二○日程度でしかなく、実習は一年間濃密に行われた。次に、示したの二○日程度がもかなら、実習は一年間濃密に行われた。次に、示したの二○日程度が割か当然ではあるが、官行斫伐事業に全体の三分の一の一○○日程度が割か

実習生(年齢)成績:性質:備考

- 黙家ナレド統制ノオアリA(28)9:極メテ温順ナリ:事務的才能アリ勤勉ニシテ思想穏健、沈
- 勤勉ニシテ実行力アリ統制ノオアリB(25)10:快活ニシテ思慮深シ:事務技術共ニ優レ率先シテ事ニ当リ
- 技術者トシテ適任ト認ムC(28)9:快活ニシテ温順ナリ:学科ニ優レ理解力ニ富ム探求心深ク
- D(26)9:温厚ニシテ明朗ナリ:純朴ニシテ将来ニ期待スルモノ多シ
- E(21)9:快活ニシテ明朗ナリ:文才アリ将来ニ期待スベキモノ多シ
- 味ヲ有スル如シ F(30)10:温順ニシテ研究心深シ:教学的頭脳アリ測量製図ニ深ク興
- 一位ナリG(22)9:温順ニシテ堅実ナリ:事務的才能アリ日本語ハ実習生中第
- ル如シ将来ニ期待スルモノ多シH(27)9:穏健ニシテ研究心ニ富ム:他ト交ルニ如才ナク頗ル器用ナ
- 任順ナリ:純朴ニシテ将来ニ期待スルモノ多シI(2)9:動作ニ活発ヲ欠キ陰気ノ様ナレドモ稚気アリ性温良ニシテ

J(27)8:穏和ニシテ明朗ナリ:純朴ニシテ将来ニ期待スルモノ多シ

平均で三五○円程度で、ほぼ全員が四○円ほどの残額を出している。 円の手当、それに人夫賃が年間三○円程度で、収入合計は三九○円程度、 円)、リュックサック (四円)、 円)、ゲートル(一円)、帽子(一円)、洋傘(二・五円)、夏作業服 医療費、それに物品代などで、購入物品は作業服 支出は物品購入に食費、小遣い、教科書参考書、 五○円であった。この結果、各人の収支は、収入が満洲国からの月額三○ コート(六円)、ゴム長靴(三・五円)、地下足袋二足(二円)、寝間着 次に生活面では、 一年間の出費は食費、 弁当箱 (○・五円)、鈎 (一・五円) の合計 旅行費 旅行費などで年間合計は (管内視察、 (八円)、 防水レイン 秋田見学)、 八

(5) 終了式と実習生の感想

目的があったことを改めて確認させるものである。目的があったことを改めて確認させるものである。三月一〇日の終了式において、青森営林局長・原三六は「学理計リデナ三月一〇日の終了式において、青森営林局長・原三六は「学理計リデナー」と述べている。このことは、経済更生運動をはじめ当時の農林省にまれていた実際技術の重視、地域性重視の反映であると共に、この実習生力イ」と述べている。このことは、経済更生運動をはじめ当時の農林省に力が、と述べている。このことは、経済更生運動をはじめ当時の農林省に対していた実際技術の重視、地域性重視の反映であると共に、この実習生活ができる。

解イテ日本国ヲ説明スル等日満親善ノタメ努力ヲシテ頂キタイ」と述べてラ」、「能ク我国民ノ真相ヲ紹介シ若シ誤解シテ居ル様ナ点ガアラバソレヲスル大畑、川内ノ極メテ純朴ナ人達ニ接シテ居ラレタノデアリマスカまた、日満親善につていも触れ、「諸君ハ一年ノ間日本ノ東北隅ニ位置

写真帳が記念品として渡されているロ゚。いる。そして最後に、記念撮影や大畑、川内の風景、営林署などを納めた

三七)。

三七)。

三七)。

三七)。

三七)。

三七)。

日本語だけではなく、青森訛りに慣れるのに苦労があったようである。 となどの風土の違いからくる苦労談も記されている。 言葉については、単になり大事だ」といった言葉の障害や、雨が多く降ること、山が険しいことなり大事だ」といった言葉の障害や、雨が多く降ること、山が険しいことなり大事だ」といった言葉の障害や、雨が多く降ること、山が険しいことなり大事だ」といった言葉の障害や、雨が多く降ること、山が険しいことなどの風土の違いからくる苦労談も記されている。 言葉については、「日本などの風土の違いからくる苦労談も記されている。 言葉については、「日本などの風土の違いからくる苦労談も記されている。 言葉については、「日本などの風土の違いからくる苦労談も記されている。 言葉については、単になどの風土の違いからくる苦労談も記されている。 言葉については、単になどの風土の違いからくる苦労談も記されている。 言葉については、単になどの風土の違いからくる苦労談も記されている。 言葉については、単になどの風土の違いがある。

習慣を見、森林技術を研究し、一年一日の如く暮らしたことは無上の幸福いだろう。大畑に配置された崔寿昌が「日本に行って見たことのない風俗は、この一年間が得難い研修の機会であったと考えても大きな誤りではなに は想像に難くないが、第一回に選ばれた営林実務の幹部候補生として言葉や習慣の異なる地での留学であるので、様々な苦労が多かったこと

なかったであろう。 と思ふ」(同、五六頁) と述べていることは、本心からかけ離れたものでは

(6) 第二回・第三回の実習生受け入れ

明治節拝賀式ニ参列」するなど、地元との交流が深くなっている。 とこ○名の内、本庁林野局林務司の雇員が七名と前年より増えている。 こ 生二○名の内、本庁林野局林務司の雇員が七名と前年より増えている。 こ 生二○名の内、本庁林野局林務司の雇員が七名と前年より増えている。 こ 第二回 (一九三七年度) は、前年をほぼ踏襲して実施されている。 実習 第二回 (一九三七年度) は、前年をほぼ踏襲して実施されている。 実習

いる。 試験、というように各種の科目を組み合わせたものであった。この年の秋 畑貯木場、 見学も行っている。冬には、 田筏流実習は九月で、 地指導、十七日、鍋滝山、 ウ液ノ調製並病虫害ノ駆除予防法、十六日、実験林、 して示すと、十五日、「実習場所」添木苗圃、「科目」苗圃、「内容」ボルド 方、 実習カリキュラムについては、六月の大畑の実習日程を一部例と 検尺並材積計算、十九日、宿舎、貯木業務並造林事業ニ関スル 実習生一〇名と引率者三名で十和田国立公園施設の 研伐、水揚積込並運材事業ノ調査、十八日、 伐木造材と合わせてスキーの練習も行われて 測量、羅盤測量ノ実 大

板や現像薬品、辞書、散髪など支出が増え、大方が五〇円前後の不足とな適当ノ人物ト認メラレル」とあるが、経費については、前年に比し写真原この年度の成績評価も、「成績ハ前記ノ通ニシテ全員将来森林官トシテ

リ」と手当増額を要望している。り、このため営林署からは「少ク共一ヶ月五円程度ノ増額ヲ望ム次第ナ

名の実習生が配置され、大畑七名、川内六名の三カ所で実施されている記った。このため青森営林局へは一八名が配置され、新たに金木営林署にも五二二十八名増加計三十八名ヲ派遣致度目下手続中」と人数が三八人に増え第三回は、「本年度ハ国有林事業ノ拡張地方造林事業ノ進展等ニ伴ヒ更

(7) 第四回以降の実習生受け入れ

第四回(一九三九年度)は実習生の総数は四○人となり、青森営林局も第四回(一九三九年度)は実習生の総数は四○人となり、青森営林局も第四回(一九三九年度)は実習生の総数は四○人となり、青森営林局も第四回(一九三九年度)は実習生の総数は四○人となり、青森営林局も第四回(一九三九年度)は実習生の総数は四○人となり、青森営林局も第四回(一九三九年度)は実習生の総数は四○人となり、青森営林局も第四回(一九三九年度)は実習生の総数は四○人となり、青森営林局も第四回(一九三九年度)は実習生の総数は四○人となり、青森営林局も第四回(一九三九年度)は実習生の総数は四○人となり、青森営林局も第四回(一九三九年度)は実習生の総数は四○人となり、青森営林局も第四回(一九三九年度)は実習生の総数は四○人となり、青森営林局も第四回(一九三九年度)は実習生の総数は四○人となり、青森営林局も第四回(一九三九年度)は実習生の総数は四○人となり、青森営林局も第四回(一九三九年度)は実習生の総数は四○人となり、青森営林局も第四回(一九三九年度)は実習生の総数は四○人となり、青森営林局も第四回(一九三九年度)は実習生の総数は四○人となり、青森営林局も第四回(一九三九年度)は実習を表記されている。

足で「各人家庭ヨリノ送金ニヨリ充当」とあり、さらに五円の手当増額をも、手当は三五円に増額となっているが、支出も増え、八〇円を超える不人数が増えたことで、システム化され、簡略化され、当初のような一人一人数が増えたことで、システム化され、簡略化され、当初のような一人一人の見学旅行も日数が増えて六日間となっている。毎週の教練を考

要望している。

要アルモノト思料セラル」などが注目される。 要アルモノト思料セラル」などが注目される。 要アルモノト思料セラル」などが注目される。 第五回(一九四〇年度)は、実習生が一一〇人に増え、青森・秋田以外 第五回(一九四〇年度)は、実習生が一一〇人に増え、青森・秋田以外 第五回(一九四〇年度)は、実習生が一一〇人に増え、青森・秋田以外 第五回(一九四〇年度)は、実習生が一一〇人に増え、青森・秋田以外 第五回(一九四〇年度)は、実習生が一一〇人に増え、青森・秋田以外 第五回(一九四〇年度)は、実習生が一一〇人に増え、青森・秋田以外 第五回(一九四〇年度)は、実習生が一一〇人に増え、青森・秋田以外

進む状況を反映している。
に加えて、勤労奉仕も実習に加わっている点も、日本が太平洋戦争へ突き八月一日までに帰国させるように通知が来ていることである。また、教練検査ニ関スル件」として、前年の満洲国国兵法の実施により該当者二名を検査ニ関スル件」として、前年の満洲国国兵法の実施により該当者二名を原注目されるのは、この年の六月二七日付けで「満系職員委託訓練生徴兵にから(一九四一年度)については、あまり資料が残されていない。一

酸ヶ湯の温泉に入るなどつかの間の息抜きを行っている。彼らが帰国する流など恒例の視察を終えて、十和田湖ではボートを漕いだり、八甲田では回実習生の秋田見学旅行の模様が報告されている。天神貯木場や米代川筏四三年一二月号)には、この年の九月一八日から二三日まで行われた第八第七回以降の資料は残っていないが、雑誌『青森林友』三四一号(一九

おわりに

に基づいて開始の一九三六年を中心に考察を行った。林業移民と営林実務実習生制度について、東北森林管理局青森分局の資料本稿では、これまで研究対象として取り上げられたことのなかった満洲

最初に、この両者と一体の満洲国国有林における官行斫伐事業が開始されるまでの経緯を整理した。その結果、満洲の森林資源は日本の満洲進出れるまでの経緯を整理した。その結果、満洲の森林資源は日本の満洲進出れるまでの経緯を整理した。その開発が期待されていたことを示した。たがし、森林開発のためには、それまでの乱開発を矯正し、国有林の合理的だし、森林開発のためには、それまでの乱開発を矯正し、国有林の合理的たと営林実務実習生制度は、制度・技術の導入を具体的に担う位置づける民と営林実務実習生制度は、制度・技術の導入を具体的に担う位置づける民と営林実務実習生制度は、制度・技術の導入を具体的に担う位置づける民と営林実務実習生制度は、制度・技術の導入を具体的に担う位置づける民と営林実務実習生制度は、制度・技術の導入を具体的に担う位置づける民で開始されたものであった。

た。最初の募集は、官行斫伐事業の成功に重きを置いたもので、そうしたけされていた。第一回の募集に対する応募は二倍以上であり、反応は良の際、事業の中核的労働者としてだけではなく、中国人への技術指導も期の際、事業の中核的労働者としてだけではなく、中国人への技術指導も期の際、事業の中核的労働者としてだけではなく、中国人への技術指導も期のには、林業移民は、一九三六年度開始の官行斫伐事業に合わせて青森、秋満洲林業移民は、一九三六年度開始の官行斫伐事業に合わせて青森、秋

移民をも想定したものだった。

一段と農業移民へすり寄せるための提案といえる。

一段と農業移民へすり寄せるための提案といえる。

一段と農業移民へすり寄せるための提案といえる。

一段と農業移民へすり寄せるための提案といえる。

一段と農業移民へすり寄せるための提案といえる。

一段と農業移民へすり寄せるための提案といえる。

一段と農業移民へすり寄せるための提案といえる。

一段と農業移民へすり寄せるための提案といえる。

果たして、第一回や第二回の熟達した移民の技術が、現場で共に働く中国人にどの程度伝えられたかについては資料的に確認しようがない。しかし、移住者が「内地ノ食詰者ト称シテ苦力ト同一視シ軽蔑」される状況で自行所伐事業での収入が第一の目的で、日本の林業技術を伝えるという使育行所伐事業での収入が第一の目的で、日本の林業技術を伝えるという使意図した林業技術の移転という構想は、林業移民に関しては実態とはかけ意図した林業技術の移転という構想は、林業移民に関しては実態とはかけしかるべきであろう。人数的には決して多くはないが、それでも一九四○しかるべきであろう。人数的には決して多くはないが、それでも一九四○しかるべきであろう。人数的には決して多くはないが、それでも一九四○しかるべきであろう。人数的には決して多くはないが、それでも一九四○しかるべきであろう。人数的には決して多くはないが、それでも一九四○しかるべきであろう。人数的には決して多くはないが、現場で共に働く中国人にどの程度伝えられても同かなり濃密な実習を受けて帰国している。実習のカリキュラムからは、官行斫伐事業に直ちに役立つように基礎を、実習のカリキュラムからは、官行斫伐事業に直ちに役立つように基礎を、実習のカリキュラムが、現場で共に働く中国人にどの程度伝えられたかに、

と満洲国林野局で評価したからであろう。人、一一〇人と増加していったのも、官行斫伐事業の推進上、効果が高いよりも実践が重視された内容となっている。人数が当初の二〇人から四〇

が恒例化し、町民との交流機会が増えたことも見逃せない点である。町への帰属度は高まり、運動会や歓迎懇親会、青年会処女会などへの参加でいる。ただ、その一方で、年を経ることに毎年顔ぶれは違っても大畑の習の時間数も減り、スタイルも形式的になった感はある。軍事教練や勤労習の時間数も減り、スタイルも形式的になった感はある。軍事教練や勤労

3)

満洲国の崩壊後も中国は内戦となり、新中国誕生後も文化大革命などの 満洲国の崩壊後も中国は内戦となり、新中国誕生後も文化大革命などの もできるだろう。

で改めて検討されることになる。資料も多数あるので、最後に論じた点は、より豊富な実証を踏まえて続稿析視角の提示に重きを置いた最初の研究である。今回、利用できなかったいずれにしても、本稿は満洲林業移民と営林実務実習生制度の概要と分

1) 注)

田

満洲農業移民に関する研究文献については多数あるが、とりあえずは、

(一九七八)、岡部 (一九七八)、塚瀬 (一九九八) に基本文献が示され

ている。最新では、玉(二〇〇三)で、なるべく多くの文献を参照するよ

うにした。

2)

「満蒙開拓」へと再編成される過程を時系列的に分析したものである。刻化という背景がある。一連の拙稿は、この問題視角から満洲農業移民が北海道農法の移転からである。それには、日本国内における食糧問題の深満洲農業への技術移転が強く意識されるようになったのは、一九三九年の

立され、三八年には満洲林業株式会社となるものである。設立を目指していた国策会社で、一九三六年に満洲林業股朌公司として設社」とは、関東軍が統制ある伐採を名文として林場権所有者を合同させて中国や日本、あるいは合弁の民間業者のことで、「日満合弁の特殊林業会この「既設機関」とは、それまで林場権を取得して森林伐採を行っていた

お、樺太における林政改革については、平井(一九九七)第六章を参照。「パルプ国策問題の行衛」『木材』第七巻第二号、一九三七、二七頁。な

5) 同右。

4)

二三─二五頁。 「集団伐採実施と満洲木材業の前途」『木材』第五巻第一○号、一九三五

10 これ以下の引用は、東北営林局青森分局資料〈1〉(以下、資料〈1〉)に9) 「満洲の森林と其木材需給」『木材』第六巻第一一号、一九三六、一五頁。

8)

同右。

11) ここからの引用は、資料〈2〉による。

よる。

山

12) 帰国者の年齢・家族・経歴などについては、資料〈1〉による。

.

13) ここよりの引用は、 資料〈4〉による

14) 退団者に関する引用・記述は、 資料〈6〉と八谷(一九三九)による。

15) 九三六年度の青森県における林業労働者調べによれば(青森営林局、一

九三八)、総数は三八、六六一人、その内林業専業は二、八六六人で七・

専業二、六二〇人 (二四・七%) で、専業労働者の比率が高かった。

四%に過ぎなかった。ただし、これを斫伐事業に限ると総数一〇、六〇九

このことから、熟練技術者という要件に応えて、当初は林業専業労働者が

応募したものと考えられる。

16) この部分の引用は、資料〈4〉より。

17) 以下の引用・記述は、資料〈4〉による。

19) 18) 以下の引用・記述は、資料〈6〉による。

以下の引用・記述は、 資料〈3〉による。

20) この挨拶については、「満洲国営林実務実習生ノ実習終了式ニ於ケル原営

林局長挨拶」 『青森林友』 二六一号 (一九三七年四月)、二―七頁より引用。

21) この項の引用・記述は、資料〈5〉による。

22) 第三回については、 資料〈7〉、資料〈8〉による。

この項の引用・記述は、資料〈9〉による。

23)

[参考文献

青森営林局 (一九三八) 『昭和十一年度 国有林公有林野官行造林事業従事林業

労働者調.

荒浜主一(一九三八)「木材パルプ資源と満洲林業の将来に就て」『校友会報

盛岡高等農林学校芸術部

安藤末雄(一九三七)「満洲視察記(一)」『青森林友』二六三号

大澤正之(一九三六)「満蒙に於ける林業の使命」『東亜研究資料』一八号

岡部牧人(一九七八)『満洲国』三省堂選書

奥田亨・川村順(一九三九)『林業開拓ニ関スル調査報告』満鉄第一調査室

荻野敏雄(一九六六)『朝鮮・満洲・台湾林業発達史論』林野共済会

企画院(一九三八)「パルプ増産計画に就いて」『山林』六六七号

宍戸乙熊(一九三三)「満州国の林業」『満蒙研究資料』二号

玉真之介(一九八五)「満洲開拓と北海道農法」『農経論叢』四

玉真之介(一九九六)「『満洲移民』から『満蒙開拓』へ」『弘前大学経済研究』

玉真之介(一九九八)「戦時農政の転換と日満農政研究会」『村落社会研究』

第

四巻第二号

玉真之介(一九九九)「総力戦下の 『ブロック内食糧自給構想』 と満洲農業移

民 『歴史学研究』七二九号

玉真之介(二〇〇一a)「満洲産業開発計画の転換と満洲農業移民」『農業経済

研究』第七二巻四号

玉真之介 (二〇〇一b) 「満洲国における米穀管理法について」 「農業市場研究」

第九卷第二号

玉真之介 (二〇〇三) 「日満食糧自給体制と満洲農業移民」 戦後日本の食料・

業・農村編集委員会『戦時体制期』農林統計協会

塚瀬進(一九九八)『満洲国「民族協和の実像」』吉川弘文館

八谷正義(一九三九)「満洲に於ける林業開拓民に就いて」『東亜研究資料』二

平井廣一(一九九七)『日本植民地財政史研究』ミネルヴァ書房

満洲開拓史刊行会(一九六六)『満洲開拓史』開拓自興会

満鉄経済調査会(一九三五)『満洲林業方策』立案調査書類第一一編第一巻第一

Ę

村上龍太郎(一九三六)「満洲の森林に就て」『山林』六四七号

村上龍太郎・奥野道夫(一九三六)「満洲の林業政策と外在輸入統制問題」『木

材』第六卷八月号

山内清治郎(一九三九)「満洲開拓民政策の概観と林業開拓民の現況」『山林彙

報』第三四巻第二号

山田昭次(一九七八)、『近代民衆の記録6満州移民』新人物往来社

[東北森林管理局青森分局資料]

〈1〉『昭和十一年度一 重要書類』

(2) 『昭和十二年度一四 重要書類』

〈3〉 『昭和十三年度二 重要書類』

〈5〉『昭和十三年度五 重要書類』

〈4〉『昭和十三年度三

重要書類』

〈6〉『昭和十三年度六 重要書類』

〈7〉『昭和十四年度二 重要書類』

(8) 『昭和十四年度五 重要書類』

〈9〉『昭和十五・六年度 重要書類』

(たま しんのすけ・近現代部会専門委員、岩手大学教授)